

固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／資産税課土地担当・家屋担当(内線22611・2265)

償却資産の申告はお済みですか

毎年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方、事業を行わなくても他の事業者(市内に事業所があるもの)に事業用として貸与している方は、償却資産の申告が必要です。

事業用資産には、構築物、機械、装置、車両(自動車税又は軽自動車税が課税されるものを除く)、運搬具、工具、備品などが該当します。前年に申告された方及びその後法人市民税の「法人設立(設置)届」を提出された方には、12月に申告書を送付しています。申告期限は2月1日(月)です。まだ申告がお済みでない方や該当する資産を所有する方は、申告書を早めに提出してください。

新築・増築及び取壊し家屋の確認

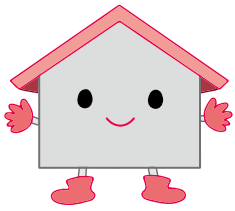
家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に所有している方に課税されます。平成27年中に新築・増築又は取り壊し

をした家屋は、資産税課の職員が調査に伺います。

法務局で登記をしたときは、連絡の必要はありませんが、登記をしていない家屋は、調査が遅れることがあります。課税の原因となります。職員が調査にお伺いしていないときは、早急に連絡してください。

住宅耐震改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成27年12月31日までの間に一定の耐震改修工事(工費が50万円を超えるもの)を行った場合、翌年度以降の固定資産税額(120㎡分まで)の2分の1が1年間減額されます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。



住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

平成19年1月1日以前から所在する住宅について、平成28年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの)を行った場合、翌年度の固定資産税額(100㎡分まで)の3分の1が減額されます。65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかに該当する方が居住している住宅(貸家は除く)が対象になります。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成28年3月31日までに一定の改修工事(工費が50万円を超えるもの)を行った場合、翌年度の固定資産税額(120㎡分まで)の3分の1が減額

されます。バリアフリー改修と同時に減額措置が受けられます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

平成28年3月31日までに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を建てた場合で、居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上、かつ居住部分の床面積が50㎡(1戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下の住宅が対象となります。この条件を満たした住宅は、床面積120㎡までを対象として、新築後5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間)、固定資産税額の2分の1が減額されます。

住宅用地(住宅の敷地)の変更

土地は、毎年1月1日(賦課期日)の現況地目により、

評価・課税を行います。平成28年1月1日において、土地の利用状況に変更がある場合はお知らせください(住宅用地から住宅用地以外へ、又は住宅用地以外から住宅用地へ変更した場合など)。

東日本大震災及び原子力災害における固定資産税・都市計画税の特例措置

東日本大震災及び東日本大震災に伴う原子力災害により被害を受けた方は、一定の要件を満たす場合、申告により固定資産税・都市計画税の特例措置を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

納税通知書及び課税資産明細書の様式変更と発送について

個人番号制度や情報セキュリティなどに対応するため、業務システムが新しくなりました。それに伴い、平成28年度から納税通知書(5月上旬発送予定)の様式が変更されます。また、非課税や免税点未満により課税が発生しない方については、課税資産明細書を発送しなくなりますので、ご了承ください。